

有珠山の噴火警戒レベルの判定基準の改定について

有珠山の噴火警戒レベルの判定基準を一部見直しました。

気象庁では、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、新たな知見が得られた場合などに、噴火警戒レベルの判定基準の見直しを図っています。

今般、有珠山（北海道）について、最新の観測事例やこれまでの知見を基に地震及び地殻変動データの再調査を行い、噴火警戒レベルの判定基準の一部を別紙のとおり見直しました。本日より新たな判定基準を適用します。

併せて、噴火警戒レベルリーフレットの一部を見直しましたので、お知らせします。

【噴火警戒レベル判定基準】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表
https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

【有珠山の噴火警戒レベルリーフレット】

気象庁ホームページの「各火山のリーフレット」のページ（以下 URL）で掲載
<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level.html>

問合せ先

室蘭地方気象台 火山防災官 宇内（うない）
電話 0143-22-4249

有珠山の噴火警戒レベル判定基準の改定について

これまでの観測事例や研究成果を参考に、地下のマグマ等の挙動を推定しながら、噴火に先立つ地震及び地殻変動データを再調査し、判定基準を見直しました。

現行

レベル	当該レベルへの引上げの基準
5	<p>【噴火が切迫】 次のいずれかの現象が観測された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体に感じる地震が多発（1時間あたり10回以上） ・有珠山または山麓で目に見える地形変化が発現
4	<p>【噴火の可能性の高まり】 規模の小さな火山性地震[※]が多発している状況で、次のいずれかの現象が観測された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体に感じる地震が発生 ・有珠山または山麓を隆起中心とする膨張性の地殻変動を検出
当該レベルからの引下げの基準	
2	<p>やや深い領域（深さ2km以深）における規模の小さな火山性地震[※]が連続しなくなり、概ね1週間の経過観察を経て再度の火山性地震増加が認められない場合は、レベルを引き下げる。</p>

※ 体に感じない火山性地震

改定後

レベル	当該レベルへの引上げの基準
5	<p>【噴火が切迫】 次のいずれかの現象が観測された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体に感じる地震が多発する（1時間あたり10回以上）等、地震活動の急激な活発化 ・山体または山麓で目に見える地形変化が発現
4	<p>【噴火の可能性の高まり】 やや深い領域¹⁾で規模の小さな火山性地震²⁾が多発している状況で、次のいずれかの現象が観測された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体に感じる地震が発生する等、地震活動のさらなる活発化 ・山体を隆起中心とする膨張性の地殻変動を検出
当該レベルからの引下げの基準	
2	<p>やや深い領域¹⁾で規模の小さな火山性地震²⁾が連続しなくなり、地震活動が低下して概ね1日経過後も再度の火山性地震増加が認められない場合は、レベルを引き下げる。</p>

1) 山頂火口原直下の深さ2km以深 2) 体に感じない火山性地震

この他、各基準の記載の体裁なども見直しました。